

理美容のシャンプー、コールドパーマー液等の使用による接触皮膚炎について

労働基準法施行規則別表第1の2

第四号 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
- 2～8 （略）
- 9 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

1 第四号9のうち「理美容師のシャンプー、洗剤又はコールドパーマー液等の使用による接触皮膚炎等」の可能性のある業務別認定件数(年度別)

	18	19	20	21	22	合計
理美容師のシャンプー、洗剤又はコールドパーマー液等の使用による接触皮膚炎等	4	2	1	3	5	15

(参考) 第四号9のうち「理美容以外の業務によって「接触皮膚炎」に罹患した可能性のあるもの

	18	19	20	21	22	合計
洗剤、洗浄剤、洗浄液による湿疹、接触皮膚炎、中毒、咽頭炎	1	2	2	6	3	13
漂白剤による接触皮膚炎、咽喉頭炎、鼻炎、化学損傷、即時性アレルギー反応		1			5	6
害虫駆除剤による中毒、皮膚炎	1			1		2
医薬品・化粧品による接触皮膚炎、意識障害	1	1	1	2		5
コンクリート粉じんの吸引による皮膚炎等			1			1
研削切削液による皮膚炎	1					1
クエン酸、リンゴ酸、酒石酸ナトリウム混合液による接触性皮膚炎			1			1
溶剤（レジスト、銀ペースト、酢酸エチル他）による接触性皮膚炎			1			1
顔料、インクによる接触皮膚炎、末梢神経障害		1	1	1		3
溶剤（メチルセリトン、イソプロピルアルコール等）による中毒、接触皮膚炎等	3			1		4
灯油による接触皮膚炎、外耳道炎、中毒	2					2
マッサージオイル、クリームによる接触性皮膚炎			2		1	3

2 「職業性皮膚障害の外的因子の特定に係る的確な診断法の研究・開発、普及」研究報告書」
(20・4 独立行政法人労働者健康福祉機構)

(1) 概要

Brial社（ドイツ）、Chemotechnique社（スウェーデン）が理・美容師向けのパッチテスト用アレルゲンとして市販しているアレルゲンから、32種を選択し、63名（理容師10名、美容師53名）を被験者として、成分パッチテストを行った。

(2) 成分パッチテストの成績

上段：陽性例数/施行例数、下段：陽性率(%)

分類	成分名(アレルゲン)	パッチテスト成績		
		理容師	美容師	総括
● 染毛剤成分	パラフェニレンジアミン(PPD) ※4号1として告示しており、措置済み。	6/8	32/43	38/51
		75.0	74.4	74.5
	パラトルエンジアミン(PTD)	1/8	3/43	4/51
		12.5	7.0	7.8
	オルトニトロパラフェニレジアミン (ONPPD)	1/8	2/43	3/51
		12.5	4.7	5.9
	メタアミノフェノール(MAP)	1/8	0/43	4/51
		12.5	0.0	2.0
(PPD関連物質)	レゾルシン ※4号1として告示しており、措置済み。	0/8	1/42	1/50
		0.0	2.4	2.0
	ピロガロール	0/8	0/43	0/50
		0.0	0.0	0.0
	パラアミノアゾベンゼン(PAAB)	5/8	32/42	37/50
		62.5	76.2	74.0
● 脱色剤	赤色225号(R-225)	3/8	17/42	20/50
		37.5	40.5	40.0
	過酸化水素	0/8	2/42	2/50
		0.0	4.8	4.0
	過硫酸アンモニウム	0/8	7/42	7/50
		0.0	16.7	14.0
● アルカリ剤	ハイドロキノン	0/8	4/42	4/50
		0.0	9.5	8.0
	モノエタノールアミン	0/8	1/42	1/50
		0.0	2.4	2.0

● パーマ液成分	チオグリコール酸アンモニウム(ATG)	1/8 12.5	2/42 4.8	3/50 6.0
	モノチオグリコール酸グリセロール	1/8 12.5	2/42 4.8	3/5 6.0
	システアミン塩酸塩(CHC)	0/8 0.0	9/42 21.4	9/50 18.0
● 界面活性剤	コカミドプロピルベタイン(CAPB)	4/8 50.0	17/42 21.4	21/50 42.0
● 香料	香料ミックス	3/8 37.5	2/42 4.8	5/50 10.0
	ペルーバルサム	0/8 0.0	2/42 7.1	3/50 6.0
● 防腐剤 殺菌剤 抗菌剤	ホルムアルデヒド ※4号1として告示しており、措置済み。	0/8 0.0	4/42 9.5	4/50 8.0
	クロロアセタミド	0/8 0.0	2/42 9.5	2/50 8.0
	ケーソンCG	0/8 0.0	4/42 9.5	4/50 8.0
	ブロナポール	0/8 0.0	0/42 0.0	0/50 0.0
	クロロクレゾール	0/8 0.0	3/42 7.1	3/50 6.0
	クロロキシノレール	0/8 0.0	1/42 2.4	1/50 2.0
	イミダゾリジニルウレア	0/8 0.0	2/42 4.8	2/50 4.0
	クアタニウム15	0/8 0.0	0/42 0.0	2/50 4.0
	ジアゾリジニルウレア	0/8 0.0	3/43 7.0	0/50 0.0
	ジンクピリチオン	0/8 0.0	2/42 4.8	2/50 4.0
● 金属	硫酸ニッケル	0/8 0.0	9/43 20.9	9/51 17.6
	塩化コバルト	0/8 0.0	3/43 7.0	3/51 5.9
● ゴム	チウラムミックス	1/8 12.5	4/42 9.5	5/50 10.0

3 「平成21年労働基準法施行規則第35条専門検討会」報告書の概要

「理美容師のシャンプー液等の使用による接触皮膚炎については、14年検討会において「理美容の業務におけるシャンプー液の使用等による接触性皮膚炎について、近年、認定事例があったため、着目していたところである。しかしながら、理美容の業務におけるシャンプー液の使用等による接触性皮膚炎については、当該物質が混合物であり製品により有害性が異なること等により、現時点において、新たに追加する必要はないと考えられる。」とされていたものである。

その後、独立行政法人労働者健康福祉機構が実施した接触皮膚炎に関する調査研究において成分パッチテストを行ったところ、シャンプー液等に含まれる一部の化学物質について陽性反応が認められるという結果が得られている。

したがって、この件については速やかに結論を得る必要がある一方、同機構が実施したパッチテストには交差反応の問題もあり、なお詳細に分析・検討すべき課題があるものと考えられる。

本検討会としては、理美容の業務による接触皮膚炎については、別途、化学物質に係る分科会を設置してさらに検討を行うことが適当と判断する。」

（「平成21年労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」より抜粋）